

豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱

平成21年1月23日

保健福祉部長決定

改正 平成5年6月15日

改正 平成13年2月28日

改正 平成18年9月22日

全部改正 平成21年1月23日

(目的)

第1条 この要綱は、貯水槽水道の衛生管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水を確保し、以て公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 貯水槽水道の衛生管理は、管理者が自ら責任を持って行うべきものであり、保健所長は、この要綱の目的を達成するため、管理者の協力のもとに指導を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 「貯水槽水道」とは、貯水槽を有する水道のうち「水道法（昭和32年法律第177号）」又は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」の適用を受けないものをいう。
- ② 「管理者」とは貯水槽水道の所有権を有する者又は管理権限を有するものをいう。
- ③ 「貯水槽」とは、受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。
- ④ 「保健福祉部長」とは、豊島区保健福祉部長をいう。
- ⑤ 「保健所長」とは、豊島区池袋保健所長をいう。
- ⑥ 「水道事業者」とは、水道法第6条第1項の規定による認可を受けて、水道事業を営業者をいう。

(責務)

第4条 管理者は、貯水槽水道の衛生管理を自主的に行うとともに、必要に応じて保健所長の助言、指導等を求めることが出来る。又、この要綱に基づいて行われる保健所長の指導に協力するものとする。

2 保健所長は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。

3 保健福祉部長は、保健所長がこの要綱に基づいてその業務が円滑に遂行出来るよう必要な措置を講じなければならない。

(平常時の措置)

第5条 管理者は、貯水槽水道について次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

- ① 貯水槽水道を設置し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を保健所長に届出ること。
- ② 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- ③ 貯水槽水道の損傷等の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。
- ④ 末端給水栓における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期的に行うこと。

又、その結果、異常が判明したときは、直ちに保健所に連絡してその指導を受けること。

- ⑤ 水道法に定める水質検査を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

- ⑥ 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
- ⑦ 給水施設は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。
- 2 保健所長は、次に掲げる業務を行う事とする。
 - ① 管理者に対して第5条第1項に規定するもののほか、衛生上必要な指導を行うこと。
 - ② 貯水槽水道台帳を作成し、これを整理し、保管すること。
 - ③ 給水施設の衛生管理の向上を図るために、適宜現場調査を行うこと。
 - ④ 貯水槽水道の衛生管理に関する住民の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

(汚染事故発生時の措置)

第6条 管理者は、貯水槽水道に汚染事故(以下「事故」という。)が発生し飲料水が汚染されたとき、またそのおそれがあるときは、ただちに保健所長に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- ① 当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに給水停止、使用制限等の措置をとること。
- ② 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図ること。
- ③ 給水停止等の措置をとった場合は、代替水を確保すること。
- ④ 当該施設が復旧した後は、水質検査を行い飲料水の安全を確認したのち給水を開始すること。

2 保健所長は、貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染されたとき又は、そのおそれがあるときは次に掲げる措置をとらなければならない。

① 情報収集及び関係機関への連絡

ア 事故の内容を的確に掌握すること。

イ 必要に応じて水道事業者に連絡し、管理者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

又、重大な事故であると判断した場合は、「豊島区飲料水危機管理に係わる情報連絡実施要領」(平成21年1月23日保健福祉部長決定)の定めにより処理するものとする。

② 汚染調査及び水質検査

ア 汚染調査は、当該施設の管理者(管理者不在の場合は関係者)の立ち会いのもとに、現場において水質検査を行い、汚染の原因及び経路を調査すること。

イ 汚染調査の結果、詳細な水質検査の必要を認めた場合等その他の措置が必要である場合には、保健福祉部長と協議のうえ適切な措置をとること。

ただし、緊急を要する場合には、協議を省略し後日の報告に替えることができる。

③ 管理者に対する指導

汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、第6条第1項の規定に従って適切な措置をとるよう当該施設の管理者を指導すること。

なお、代替水の確保が困難なときは、保健福祉部長と協議を行うこと。

(補則)

第7条 この要綱の実施に係わる細目は、保健福祉部長が定める。

附則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年1月23日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程(平成17年豊島区訓令甲第2号)第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱によりした処分、手続その他の行為とみなす。